高齢者虐待に関する調査結果について(平成27年度分)

厚生労働省による高齢者虐待対応状況等の全国調査について、県分の調査結果がまとまりましたので公表します。(※平成27年4月1日から平成28年3月31日までの調査結果。全国データは、後日厚生労働省が発表する予定です。)

<宮城県の調査結果推移>

(単位:件)

| | 類型 区分 | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----|-----------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | 養介護施設従事者等 | 相談・通報 | 12 | 13 | 9 | 20 |
| 1 | による高齢者虐待 | 虐待の事実あり | 1 | 6 | 1 | 4 |
| 2 | 養護者による高齢者 | 相談・通報 | 486 | 500 | 551 | 563 |
| | 虐待 | 虐待の事実あり | 300 | 315 | 310 | 292 |
| 合計 | | 相談・通報 | 498 | 513 | 560 | 583 |
| | ПП | 虐待の事実あり | 301 | 321 | 311 | 296 |

[※]件数は、県及び市町村が対応した件数。

養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談•通報件数

県及び県内35市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は20件であった。

(表1) (件)

| 平成 26 年度 | 平成27年度 | 増減(%) |
|----------|--------|--------------|
| 9 | 20 | 11 (+122.2%) |

(2) 相談・通報者

「当該施設・事業所職員」が25.0%と最も多くなっている。

(表2) (複数回答)

| | 人 | % |
|--------------|----|-------|
| 当該施設・事業所職員 | 7 | 25.0 |
| 施設・事業所の管理者 | 5 | 17.9 |
| 不明(匿名含む) | 4 | 14.3 |
| 当該施設・事業所元職員 | 3 | 10.7 |
| 家族・親族 | 2 | 7.0 |
| 介護支援専門員 | 1 | 3.6 |
| 地域包括支援センター職員 | 1 | 3.6 |
| 警 察 | 1 | 3.6 |
| その他 | 4 | 14.3 |
| 合計 | 28 | 100.0 |

⁽注) 1つの事例に対し複数の者から相談・通報があった場合,<u>重複して計上</u>されるため、内訳の合計は相談・通報件数20件と一致しない。

(3) 市町村による虐待事実の確認調査結果

虐待の事実が認められた事例は4件であった。

(表3) (件)

| 虐待の事実が認められた事例 | 4 |
|--|----|
| 虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例 | 13 |
| 相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と 判断した事例 | 2 |
| その他 (※) | 1 |
| 合計 | 20 |

^{※「}その他」は、事業所管理者が虐待を行っていたと思われる職員を特定し、当該職員を解雇した事例。

(4) 虐待の状況

ア 虐待の種別

(表4) (件)

| | 件数 |
|-------|----|
| 身体的虐待 | 10 |
| 介護等放棄 | 0 |
| 心理的虐待 | 6 |
| 性的虐待 | 0 |
| 経済的虐待 | 0 |
| 合計 | 16 |

⁽注)被虐待高齢者から見て複数の虐待があった場合, 重複して計上

イ サービス種別

(表5) (件)

| | 件数 |
|---------------|----|
| 特別養護老人ホーム | 2 |
| 通所介護等 | 1 |
| (介護付き)有料老人ホーム | 1 |
| 合計 | 4 |

ウ 虐待を行った従事者の職種

| (表6) | (人) |
|---------------|-----|
| | 人数 |
| 介護職(介護福祉士か不明) | 5 |
| 合計 | 5 |

⁽注) 1つの虐待事例について複数の虐待者がいる場合, 重複して計上

エ 高齢者虐待に対して取った措置

(表7) (件)

| | (11) |
|------------------------|------|
| | 件数 |
| 施設等に対する指導 | 3 |
| 施設等からの改善計画の提出依頼 | 1 |
| 虐待を行った養介護施設従事者等への注意・指導 | 2 |
| 報告徴収、質問、立入検査 | 4 |
| 改善勧告 | 2 |
| 指定の効力の全部又は一部停止 | 1 |
| 合計 | 13 |

⁽注) 1つの虐待事例について複数の措置を取った場合, 重複して計上

(5) 被虐待高齢者の状況について

虐待と判断した事例は4件であるが、1つの虐待事例に対し被虐待高齢者が複数人の場合があるため、被虐待高齢者の実数は11人となっている。

性別では、「男性」が9.1%、「女性」が90.9%となっている。

年齢階級別では、「85~89歳」が36.3%、次いで「90~94歳」が27.3%などとなっている。

また,要介護状態の区分では,「要介護4」が54.5%,「要介護5」が27.3%などとなっている。

(表8)性別

| | 男 | 女 | 合計 |
|---|-----|------|-------|
| 人 | 1 | 10 | 11 |
| % | 9.1 | 90.9 | 100.0 |

(表9)年齢

| | 65~ | 70~ | 75~ | 80~ | 85~ | 90~ | 95~ | 100 歳 | ∆ ∌l. |
|---|------|-----|------|------|------|------|-----|-------|--------------|
| | 69 歳 | 74歳 | 79 歳 | 84 歳 | 89 歳 | 94歳 | 99歳 | 以上 | 合計 |
| 人 | 0 | 0 | 1 | 2 | 4 | 3 | 1 | 0 | 11 |
| % | 0.0 | 0.0 | 9.1 | 18.2 | 36.3 | 27.3 | 9.1 | 0.0 | 100.0 |

(表10) 要介護状態の区分

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護 5 | 合計 |
|---|------|------|------|------|-------|-------|
| 人 | 0 | 0 | 2 | 6 | 3 | 11 |
| % | 0.0 | 0.0 | 18.2 | 54.5 | 27.3 | 100.0 |

養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数

県内35市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 563件であった。

(表11) (件)

| 平成26年度 | 平成27年度 | 増減 (%) |
|--------|--------|------------|
| 551 | 563 | 12 (+2.2%) |

(2) 相談·通報者

「警察」が28.6%と最も多く,次いで「介護支援専門員」が19.2%となっている。 (表12)(複数回答)

| | 人 | % |
|-----------|-----|-------|
| 歡察 | 186 | 28.6 |
| 介護支援専門員 | 125 | 19.2 |
| 被虐待者本人 | 66 | 10.2 |
| 家族・親族 | 65 | 10.0 |
| 介護保険事業所職員 | 52 | 8.0 |
| 当該市町村行政職員 | 47 | 7.2 |
| 民生委員 | 27 | 4.2 |
| 医療機関従事者 | 21 | 3.2 |
| 近隣住民・知人 | 20 | 3.1 |
| 虐待者自身 | 11 | 1.7 |
| 不明(匿名を含む) | 2 | 0.3 |
| その他 | 28 | 4.3 |
| 合計 | 650 | 100.0 |

⁽注) 1つの虐待事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、<u>重複して計上</u>されるため、 内訳の合計は相談・通報件数563件と一致しない。

(3) 事実確認調査対象件数

(表13)

| 平成26年度(以前を含む) 相談・通報受理, 平成27年 度事実確認調査件数 | 平成27年度 相談・通報件数 | 平成27年度 事実確認調査対象件数 |
|--|-------------------|----------------------|
| 21 | 563 | 計584 |

(4) 市町村による虐待事実の確認調査結果

市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は292件で、被虐待者 実数は301人であった。

(表14) (件)

| | 件数 |
|--|-----|
| 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(被虐待者実数は301人) | 292 |
| 虐待の判断に至らなかった事例 | 153 |
| 虐待ではないと判断した事例 | 114 |
| 相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例 | 22 |
| 相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否 を検討中の事例 | 3 |
| 合計 | 584 |

(5) 虐待の種別・類型

件数は463件であり、その内訳は「身体的虐待」が68.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が51.5%であった。

(表15) (複数回答)

| 種別 | 身体的 | 心理的 | 経済的 | 介護等放棄 | 性的 | 合計(件数) | 被虐待者実数(人) |
|-----|------|------|------|-------|-----|--------|-----------|
| 件数 | 206 | 155 | 55 | 45 | 2 | 463 | 301 |
| (%) | 68.4 | 51.5 | 18.3 | 15.0 | 0.7 | - | - |

⁽注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計463件は、虐待判断事例総数292件と一致しない。

(6) 被虐待高齢者の状況について

虐待と判断した事例は292件であるが、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数人の場合があるため、被虐待高齢者の実数は301人となっている。以下では、実数301人について分類している。

ア 被虐待者の性別及び年齢

性別では、「男性」が21.3%、「女性」が78.7%と「女性」が全体の5分の4近くを占めた。 年齢階級別では「80~84歳」が23.6%と最も多く、次いで「75~79歳」が18.6%であった。

(表16) 性別

| | 男 | 女 | 合計 |
|---|------|------|-------|
| 人 | 64 | 237 | 301 |
| % | 21.3 | 78.7 | 100.0 |

⁽注2) 被虐待者実数人に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(表17) 年齢

| | 65 | 70 | 75 | 80 | 85 | 90歳 | △≟Ļ |
|---|------|------|------|-------|-------|------|-------|
| | ~69歳 | ~74歳 | ~79歳 | ~84 歳 | ~89 歳 | 以上 | 合計 |
| 人 | 32 | 55 | 56 | 71 | 55 | 32 | 301 |
| % | 10.6 | 18.3 | 18.6 | 23.6 | 18.3 | 10.6 | 100.0 |

イ 虐待者との関係

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 41.1% と最も多く、次いで「夫」が 21.3%、「娘」が 11.2%の順であった。

(表18)

| | 息子 | 夫 | 娘 | 孫 | 息子の 配偶者 (嫁) | 妻 | 兄弟 姉妹 | 娘の配 偶者 (婿) | その 他 | 合計 |
|---|------|------|------|-----|-------------------|-----|----------|------------------|---------|-------|
| 人 | 139 | 72 | 38 | 19 | 17 | 14 | 8 | 5 | 26 | 338 |
| % | 41.1 | 21.3 | 11.2 | 5.6 | 5.0 | 4.2 | 2.4 | 1.5 | 7.7 | 100.0 |

⁽注1) 1つの虐待事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数292件に対し、虐待者 実数は338人であった。

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」32.1% と、概ね3分の1の事例で分離が行われていた。

(表19)

| | 人数 | % |
|--------------------------|-----|-------|
| 被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例 | 105 | 32.1 |
| 被虐待者と虐待者を分離していない事例 | 170 | 52.0 |
| 虐待判断時点で既に分離状態の事例 | 33 | 10.0 |
| 現在対応について検討・調整中の事例 | 12 | 3.7 |
| その他 | 7 | 2.1 |
| 合計 | 327 | 100.0 |

⁽注) 平成26年度以前に相談・通報を受け事実確認済みで平成27年度に対応したものが含まれるため、被虐待者実数301人に対し、分離の有無の合計は327人であった。

⁽注2) その他は「友人」「内縁の者」「甥・姪」などが挙げられる。

イ 分離を行った場合の対応内容(最初に行った対応)

「契約による介護保険サービスの利用」が34.3%と最も多く,次いで「医療機関への一時入院」及び「緊急一時保護」が9.5%であった。

(表20)

| | 件数 | % |
|-------------------------|-----|-------|
| 契約による介護保険サービスの利用 | 36 | 34.3 |
| 医療機関への一時入院 | 10 | 9.5 |
| 緊急一時保護 | 10 | 9.5 |
| 老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置 | 7 | 6.7 |
| 上記以外の住まい・施設等の利用 | 25 | 23.8 |
| 虐待者を高齢者から分離(転居等) | 14 | 13.3 |
| その他 | 3 | 2.9 |
| 合計 | 105 | 100.0 |

⁽注) 「上記以外の住まい・施設等」とは、親族宅や民間アパートなどである。

ウ 分離をしていない場合の対応内容

「養護者に対する助言・指導」が51.2%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が21.8%であった。

(表21) (複数回答)

| | 人 | % |
|-----------------------------|-----|------|
| 養護者に対する助言・指導 | 87 | 51.2 |
| 既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し | 37 | 21.8 |
| 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用 | 23 | 13.5 |
| 被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用 | 14 | 8.2 |
| 養護者が介護負担軽減のための事業に参加 | 5 | 2.9 |
| その他 | 46 | 27.1 |
| 経過観察(見守り) | 47 | 27.6 |
| 合計 (累計) | 259 | |
| 合計 (分離をしていない事例における被虐待者数の人数) | 170 | |

⁽注)分離をしていない被虐待者170人に対する割合であるため、合計は100%にならない。

高齢者虐待防止に関する県の主な取組

- ・介護サービス事業者への集団指導、実地指導、監査の実施及び市町村への助言
- ・養介護施設等の施設長,主任クラスの職員及び新任職員を対象に,虐待防止や権利擁護に関する研修会の開催
- ・県民等を対象に、高齢者の権利擁護をテーマにした講演会等の開催
- ・市町村や地域包括支援センターからの相談に対応するための, 高齢者虐待対策に関する相談窓口の設置

参考

高齢者虐待防止法のスキーム

